午前10時35分 開議

議長(山内 馨君) おはようございます。ただいまから平成8年第4回泉 南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、 会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番 堀口武視君、16番 重里 勉君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず、初めに14番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

1 4番(林 治君) 日本共産党の林でございます。第4回定例会は、96年度最後の定例会でありますが、さきの市議選の後、初めての定例会でもありますので、この新しい市議会が市民の負託を受けて、市民こそ主人公の姿勢をこの泉南で打ち立てていく上で、これから大いなる役割を果たし、市民の期待にこたえられるよう、私もその一員として全力を尽くして奮闘する決意であります。

さて、大綱第1点目、同和行政にかかわる問題であります。

本議会でもこれまで幾たびとなく論じてまいりましたが、いよいよ来年の3月、96年度末をもって地対財特法の有効期限が切れますが、私はこの期限切れを迎えるに当たって、同和事業を終結し、一般対策への移行を求める立場から、市の同和行政について質問してまいります。

市長は、さきの議会においても、これまでの同和事業によってその結果、生活環境の向上を初め、同和地区の状況は大幅に改善され、一定の成果を上げたと評価しつつも、今日においても結婚、就職等に際しての差別事象や悪質な差別落書きなどが後を絶たず、差別意識の解消が十分進んでいると言えない状況にあるといい、今後も同和行政を積極的に推進していくことを表明していますが、同和行政は、一般対策を補完して行われている行政上の特別措置であります。そのような特例措置を必要としない状態を一日も早く実現するための経過的、特例的な措置でもあります。

一般に、社会問題の解決に当たって行政がなし得ることは、問題の解決

のための条件整備であって、行政的措置だけで問題の解決を図ることができないことは明らかであります。同和地区内外の格差を解消する上でも、 教育、就労等の非物的事業の分野においてもなお多くの課題が残されて、 また人権侵害を生ずることなど、困難な状況になっていると市長は述べて いますが、果たしてそうでありましょうか。

泉南における同和問題の現状は、32年にわたる同和対策事業によって、環境改善を初め、教育、就労などの格差は大きく解消し、意識の面でも最も困難と言われていた結婚の問題は、若い世代では一方が地域外が80%を超えており、ほとんど問題にならない状況になっています。

このように今日では、昔ながらの古い差別は基本的に解消過程にあります。むしろ問題は、解消の阻害要因として、政府総務庁地域改善対策協議会の意見具申も指摘しているように、確認、糾弾などの運動の誤り、行政、教育のゆがみなどによる新しい差別が今つくり出されていることであります。 9 5 年の府民意識調査では、府民の 5 5. 1 %が同和地区や同和地区の住民に特別な対策をすること自体が差別だと答えており、そうは思わないの 1 3. 7 %を大きく上回っています。

今、同和行政を終結し、一般行政の充実とそれへの移行こそ、地域ではだれにも遠慮、気がねなく施策が受けられると歓迎されており、同和行政の終結を望む声が高まっています。不公正な同和行政やゆがんだ同和教育は部落問題の解決を妨げるだけであり、一日も早くやめることであります。そうした立場から、私は次の4点についての質問をしてまいります。

第1は、いわゆる登録事業の対応についての考え方を示していただきた いと思います。

2 つ目には、個人給付的事業について全廃し、一般対策の充実で一般対策に移行すべきであると思いますが、どのようにこの問題について対応されるのか、お尋ねいたします。

また、同和地区指定も廃止すべきでありますが、このことについての考えをお答えいただきたいと思います。

さらに、個人給付的事業についてのいわゆる審査機関市同促や、また同和対策部及び同和教育課を速やかに廃止すべきでありますが、その対応についてお示しを願いたいと思います。

同和行政の第2点は、市財政との問題であります。

今日、行財政改革問題が大きく論じられておるところでありますが、これまでの同和対策費と市税の特に減免、国保税を含むその額についてお示しをいただきたいと思います。

次に、大綱第2の関西国際空港の問題に関連してであります。

関西国際空港が開港されて2年を経過しました。政府運輸省は先ごろ、第7次5カ年計画を閣議決定いたしましたが、その具体的な内容、対応の中には、市として直接影響を受ける諸問題があります。私は、これまでの経過との関連で問題を絞って市当局の対応や考え方についてお尋ねしたいと思います。

その第1は、関西国際空港株式会社や航空運送事業者への固定資産税や都市計画税の軽減措置をするに当たってのその理由と、市税の今までの軽減額をまず明らかにしていただくとともに、これへの市の対応について御報告をいただきたいと思います。

第2は、1986年9月16日、関西国際空港株式会社や大阪府企業局の幹部職員が本議場で埋立同意を得るために、その埋め立てについての説明がありました。その後、このときの質疑に基づき市は要望書を提出、回答を得たところでありますが、その際空港関連事業の地域整備に伴う財源措置について、成田のようなかさ上げ法を政府がしない中、大阪府がこれを肩がわりし、特別貸し付け制度を創設しましたが、市の受けた貸付金の現状とこれの金利引き下げについて、市の対応についてお伺いいたします。

また、この空港問題の3番目は、空港に伴う環境問題と飛行ルートに関する問題であります。昨日、運輸省、大阪府など3府県の飛行ルート問題に関する質問に対し、その回答を出したことが報道されておりますが、この問題についての市と関空協としての対応、その考え方について御報告いただきたいと思います。

大綱第3のまちづくりについてであります。

その第1点目の樽井駅及びその駅前整備についてお尋ねします。

まちづくりの基本は、高齢者や障害者の方が安心して、また安全にどこへでも行けるようにすることでありますが、そのためにも樽井駅にエレベーターやエスカレーターを設置させることが大切であります。市として、このことについてどう対応されているのでしょうか。また、樽井駅を初めとして泉南の4駅についての対応も含めてお聞かせ願いたいと思います。

また、この場でも数年にわたって市当局に要請してきているところでありますが、市の考えている樽井駅前での再開発ができなくても、とりあえず駅前の整備を交通安全対策を図りながら進めること、駅前での仮設的にもロータリー化を図って車の流れをつくって、通勤通学などが安心してできるようにすることが今急がれています。その後のこれまでの対応、これからの方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、もう1つのまちづくりについての大事な問題は、防災対策であります。1956年泉南町が生まれて以来、40年になります。そして、たしか人口が3万8,000で1970年に市制が施行され、ことしで26年たちました。今日、人口は約6万3,000にふえております。

この間、泉南のまちの様子も大きな変化がありました。よく市の発展ということが言われますが、市の発展ということは、ビルが建ち並ぶことでは決してないと私は思います。一言で言って、私はそこに住む人たち、住民の暮らしがどれだけよくなったか、安心して暮らせるようになったかどうかということであると思います。

その点で泉南市でも山手の方が開発が進み、また海は埋め立てられてりんくうタウンができましたけれども、特に樽井や西信の古い住宅の密集した地区でのまちづくりの対策は、ほとんど手がつけられていません。私は、あの阪神大震災を教訓とするならば、何もまちを横断する道路をつけよというのではありません。

例えば、樽井のまちの場合、今ある狭い街路を可能な限り整備を進めて、 一たん事あるときには救急車や消防車がまちのどこへでも入れるようにす ること、またせめてポケットパーク的なものなどを配置すること、このよ うな古い住宅の密集地にこそ耐震防火水槽を設備することなどではないで しょうか。具体的な計画をもってまちづくりを進めるべきだと思いますが、 市当局の対策をお聞かせいただきたいと思います。

また、樽井、馬場、幡代、岡中を結ぶ南泉寺大師線という古い幹線道路がありますが、これまで何ら手をつけられないまま沿道に住宅などが張りつき、通勤、通学、買い物などの生活道路としての安全も保てない状況になっています。古いまちや古い道路への安全を第一とした対応を市として真剣に考えるべきだと思いますが、市当局の見解をお示しいただきたいと思います。

最後に、樽井火葬場の問題であります。

岡田の火葬場とも共通の問題ですが、特に樽井の場合、泉南高校を初め周辺に住宅が建ち並んでおりまして、早くからその対策が強く要望されている問題であります。抜本的な解決策は、市が自前の火葬場を備えた公園墓地を早く持つことでありますが、2町4村合併以来、もう既に40年を経過しております。この間、改修をしたとはいえ、旧態依然としてそのままいつまで置いておくのか、市の対応策をお聞かせ願いたいと思います。

以上、演壇での質問をこれで終わらせていただきまして、御答弁次第で 自席より再質問をさしていただきますので、どうかよろしくお願いいたし ます。

- 議長(山内 馨君) ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求め ます。向井市長。
- 市長(向井通彦君) 同和問題の基本的な考え方について、私から答弁を申 し上げます。

同和問題は、国の答申が示すように人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障されました基本的人権に係る課題であるとの基本認識のもと、部落差別の早期解消を目指し、国・府の答申並びに意見具申の趣旨を踏まえ、これまで市政の重要課題として位置づけ、関係機関はもとより広く市民の理解と協力を求めながら、同和対策事業の推進に積極的に取り組んでまいったところでございます。その事業等の推進につきましては、これまでからも市財政状況等を十分勘案しながら、財政措置を講じ、努力してきたところでございます。その結果、生活環境の改善を初め、各般の分野で相当の改善がなされてきたところでございます。

しかしながら、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限を来る3月に控えた今日においても、結婚、就職等に際しての差別事象や悪質な落書き等が後を絶たず、市民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況であり、教育、就労、啓発といったソフト面の分野においても、なお多くの課題があります。また、本市におきます物的事業につきましては、登録事業としての適切な進行管理を行い、継続ということで一部次年度にわたるものの、法期限内に完遂できる予定でございます。

去る5月17日の地対協の意見具申におきましても、本格的な対策が始まってから四半世紀余、同和問題は多くの人の努力によって解決へ向けて

進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題であり、同和対策審議会答申の精神を踏まえて、今後とも国や地方公共団体はもとより、一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならない、と同和問題に関する基本認識が示されております。

また、特別対策については、平成9年3月をもって終了することとし、残された課題については、その解決のため一般対策に必要な工夫を加えつつ、対応する施策実現のために、法的措置の必要を含め各般の措置について具体的に検討するとの基本方向が示され、本年7月26日、その意見具申を受け、一般対策への円滑な移行を前提に一部の事業について、5年間の特別対策を継続するための法的措置を含む閣議決定がなされ、さらに人権教育・啓発の推進、人権侵害の救済に関する人権擁護施策推進法案が今臨時国会に上程され、昨日成立したところでございます。

このような状況の中、現行法期限後においても差別を生み出す原因を根本的になくすための努力を続けていく必要があると考えておりますので、 御理解を賜りますようにお願い申し上げます。

なお、御指摘いただきました 4 点につきましては、助役並びに関係部長より御答弁を申し上げます。

## 議長(山内 馨君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) それでは、同和問題について、まず泉南市同和事業促進協議会と同和対策部のあり方ということと、同和対策事業の対象地域の指定の廃止について、この2点につきまして私の方から答弁をさせていただきます。

まず、市同促と同和対策部のあり方でございますが、同和問題は人間の自由と平等に関する深刻かつ重大な問題であります。しかし、日本国憲法が公布されて以来半世紀、昭和40年、同和対策審議会答申が出されてから30年が経過した現在においても、同和問題が解決されたとは言えない状況にあると思います。平成8年、地域改善対策協議会意見具申におきまして、国内において同和問題などさまざまな人権問題の早期解決に努力することは、国際的な責務であり、同和問題を人権問題の本質からとらえ、解決に向けて努力する必要がある。また、同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けて、今後の取り組みを人権に係るあらゆる問題の解決につなげていく必要があると考えているところでございます。

さらに、地域改善対策協議会の意見具申を受けて、15事業についての 財政措置に関する閣議決定、また人権擁護施策推進法案の設立等の状況が あります。そうした動向を見ますと、泉南市同和事業促進協議会は必要な 機関であります。

また、同和対策部のあり方につきましては、同和問題にかかわる今日的な課題を踏まえ、同和問題の根本的な解決を図るという視点から検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。ひとつよろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

もう1点の対象地域の指定の廃止でございますが、既に御承知のように本市におきましては、同和問題の解決は行政の責務であり、同時に国民的な課題として、昭和40年の同和対策審議会答申の精神を踏まえるとともに、昭和44年の同和対策特別措置法、昭和57年の地域改善対策特別措置法、昭和62年地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、同和対策事業の効果的な執行に努めてまいったところでございます。

その結果、同和地区の生活改善を初め、各分野で成果が一定見られますが、不安定な就労の問題、また進学率の格差など、生活実態における課題が残されております。また、部落差別事象が後を絶たない状況など、差別意識解消が十分に進んでいないのが現状であるように思います。平成8年、地域改善対策協議会の意見具申において指摘されておりますように、部落差別が現存する限り、この行政が積極的に推進されなければならないものであります。

また、現行法期限後の対応につきましては、15事業についての財政措置に関する閣議決定、人権擁護施策推進法案の今国会での成立等の状況があり、同和対策事業の執行上目安となる地域の指定が必要であると考えておりますので、ひとつよろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山内 馨君) 大浦同和対策部長。

[林 治君「ちょっと議長、議事進行で」と呼ぶ]

議長(山内 馨君) はい。林君。

14番(林 治君) 答弁ね、同じようなことをだらだら言わずに、もう少し簡潔明快に答えてください。

議長(山内 馨君) 理事者に申し上げます。答弁は簡潔に的確にするよう

要請します。

同和対策部長(大浦敏紀君) ただいま林議員の登録事業について御答弁さ していただきます。

先ほど来より市長並びに助役の方から御答弁いたしておりますように、登録事業につきましては、平成4年度より泉南市におきましては14事業について、登録事業として年次計画に基づきまして今年まで完遂に向けて事業を進めてまいりました。一部事業につきましては、法期限でございます平成9年3月末を控えた今日、すべての事業が完遂するということはできませんが、9年に一部またがると予想されております。予算措置につきましては、平成8年度当初予算及び第3回の市議会におきまして補正予算において措置済みであります。

ちなみに、8年度の物的事業は、公共下水道事業、住宅改良事業、住宅 建設事業、鳴滝第二保育所大規模改修事業等であり、総額は15億8,70 0万円であります。その内訳につきましては、国支出金が7億3,600万円、府支出金は7,900万円、起債は5億3,100万円、そのうち一般財源は1億4,000万円であります。

以上、登録事業について御報告を終わらせていただきたいと思います。 次に、個人給付事業についてでございます。

個人給付事業につきましては、同和地区の実態、住民のニーズを反映し、府・市独自の制度を含めて現在まで実施してきたところでございます。個人給付事業につきましては、平成4年度大阪府の同和答申の趣旨に沿うとともに、市長会の動向を見きわめつつ、当市におきましては、平成7年度より個人給付事業の見直しを行い、事業の廃止や所得制限の導入を実施してまいりました。制度改革時においては、欠かすことができないものとして大きな成果があったもので、住民の生活の実態やニーズの変化によって、現時点では需要が少なくなっているもの、将来の制度では必ずしも十分に成果が期待できないもの等が見込まれます。

また、一般施策におきましても、類似制度が充実されたり新たな制度も創設されている現状にかんがみ、制度の効果的運用などを踏まえて、引き続き各事業のあり方につきましては検討が必要ではなかろうかと考えております。特に、教育、就労等、同和地区住民の自立促進並びに人材育成のための事業につきましては、継続実施することを基本とし、その他の事業

につきましては、原則として廃止または一般施策への円滑な移行を前提に 今後考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、同和施策事業と市財政についてでございますが、同和事業が及ぼす市財政でございますが、同和対策事業の地域改善対策事業に要する経費につきましては、原則として3分2の高率の国庫補助金が受けられております。残り3分の1が地方公共団体の負担でありますが、その経費につきましても充当率100%の起債が認められ、その償還額の一定割合を地方交付税で補てんされている措置が講じられるなど、地方公共団体の一般財源に与える影響については、国・府の財政措置として相当の配慮がなされているものと認識しております。今後におきましても、地方財政負担の軽減を図るため、行政措置を国・府に対して働きかけるとともに、府においては特に特段の配慮をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、同和対策における今日までの総額でございますが、当初昭和40年より平成7年度決算までの概要を申し上げます。

昭和40年より改良住宅建設から始まる同和事業でございますが、53年からは国保税の減免が実施されました。昭和46年より固定資産税の減免実施、この二つの減免が現在に至っております。現在までの総額でございますが、両者合わせまして11億3,752万6,000円であります。

以上、御報告させていただきます。

議長(山内 馨君) 松村市長公室参与。

市長公室参与(松村 実君) 私の方からは、空港関係の軽減の理由等、まず最初に述べさせていただきたいと思います。

関空会社につきまして固定資産税等の軽減措置が講じられている理由といたしましては、関空会社がその事業計画、事業の範囲、代表取締役等について法規制が加えられており、また同様の業務を行っております新東京国際空港公団について同様の措置がされているところから、会社が所有し、かつ直接その本来の事業の用に供している滑走路、着陸帯、誘導路などは、軽減の対象とされておるところでございます。

また、航空事業者、いわゆるエアラインに対する軽減措置につきましては、国際競争力の確保等の観点から、国際ハブ空港としての性格を有する空港を拠点とする我が国航空企業の国際競争力を維持、強化し、また十分に路線を充実させることができるよう、当該空港における施設整備のイン

センティブを設ける必要があるところから、一定の軽減措置が講じられて おるというふうに解しております。

それから、軽減額につきましては、関空会社につきましては、これは地方税法等の守秘義務の関係もございますので余り詳しくは述べられませんが、全体といたしまして関空会社、航空事業者合わせまして8年度の見込みでは4億6,000万程度、それから7年度におきましては4億1,700万、このうち空港事業者につきましては、8年度が1億4,000万、7年度が1億2,000万という軽減額になっております。

関西国際空港の格納庫等にかかる固定資産税等の軽減措置、いわゆるエアラインに対する軽減措置につきましては、本年3月の税制改正により軽減の特例率を2分1から6分の5に引き下げ、対象施設についても貨物関連の家屋または償却資産を除外するなど、縮減、合理化が図られたところでございます。

しかしながら、改正後の軽減措置は、平成10年度末までの取得資産について5年間適用することとされております。こうしたことから、2期事業に関連して空港会社法の一部改正に伴う空港本島に対する税制上の軽減措置に関する政令改正が本年5月に行われましたときにも、この点について国に強く申し入れをいたしたところでございます。本市の財政状況や制度が導入された経緯を踏まえますと、これが廃止されるよう引き続き国に対して強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

なお、平成8年度課税分につきましては、6分の5の特例分はございませんで、現実に平成8年度に全日空の貨物取り扱い施設が2棟建築されております。今回の改正により、この建築されました2棟の貨物取り扱い施設は適用対象外となりますので、評価事務等が終わっておりませんから明確な額は申し上げられませんが、類似の施設から類推をいたしますと、およそ9,000万円の軽減をしなくて済む、つまり増収ということになります。

これまで林議員から本会議場におきまして再々にわたり御指摘もあり、また市長みずからも先頭に立って国に対して強く働きかけてきた成果が現実のものとなったものと考えております。今後も課税自主権を堅持する立場から、必要な都度物を申してまいりたいと考えております。

それから、2点目の飛行ルート等に係るお尋ねでございますが、2期事

業に係ります環境影響調査につきましては、当面空港島周辺の基礎データの収集、蓄積を行うため、空港島周辺の水質、海上における離着陸コース直下の航空機騒音及び空港対岸部の上空気象等の基礎調査を順次実施されているところでございます。

また、飛行ルートにつきましては、関西国際空港の現状と問題点として運輸省からお聞きをし、空港対策特別委員会に御報告を申し上げたところでございます。これに関しまして3府県共同で国に対し、30項目にわたる質問が出され、その回答が昨日なされたところであり、本日の新聞報道等もなされておるところでございます。

また、本市も参画いたしております泉州市・町関西国際空港対策協議会から府に対しまして、専門家による検証が行われるよう要請をいたしておるところでございます。こうした点についても逐次御報告をしてまいりたいと考えております。

ちなみに、これまでの府や国に対する市あるいは関空協の要望活動等を簡単に申し上げておきますと、2月20日には……(林 治君「ちょっと簡潔に言うてください」と呼ぶ)府に対しまして陸上飛行ルート、いわゆる飛行ルートの関係で本市と市議会と一体になって要望を行っております。それから、11月28日には国に対しまして、関空協として要望を行っております。なおまた、12月16日には、府及び関空会社に対しまして関空協として要望を行っております。

飛行ルート等の環境問題につきましては、住民生活に著しい影響を与えることのないよう、3点セットの考え方を堅持されるよう国や府に対し引き続き要請してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと存じます。

議長(山内 馨君) 大田総務部長。

総務部長(大田 宏君) それでは、私の方から、空港関連事業についての 大阪府の特別貸付金の現状とその金利の引き下げということについて御答 弁申し上げます。(林 治君「簡潔にやってください」と呼ぶ)

府の特別貸付金につきましては、本市は昭和63年から貸付金を受けておるところでございます。その総額といたしまして、平成7年度末現在で17億9,520万円となってございます。府の貸付金のその特例といたしましては、充当率の引き上げということで75%から95%に、償還期限

の延長といたしましては 5 年から 2 5 年を 3 0 年に、据え置き期間の延長といたしまして 2 年以内を 5 年に、据え置き期間中の利子といたしまして毎年払いを延納とし、元金償還時から毎年払いで複利としないというようなものが特例となってございます。

それから、府の貸付金の低利への借りかえにつきまして御答弁申し上げます。

これにつきましては、林議員より幾度となく御指摘をいただいておるところでございます。市の財政の現状を考えると、何とか低利に借りかえができないものかと、文書で、また口頭で数回にわたり府に対し要望してまいりましたが、結果的には極めて困難であるとのことで、残念ながら実現には至っておりません。今後とも粘り強く、事あるごと、機会あるごとに府に対し要望してまいりたいと考えております。また、銀行の縁故債等につきましても同様、今後とも協議、要望してまいる所存でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(山内 馨君) 細野市長公室長。

理事兼市長公室長(細野圭一君) 私の方から、まちづくりに関連しまして、 樽井駅を初めとします南海、JR、市内 4 駅の施設改善について御答弁さ していただきます。(林 治君「簡潔に言うてください」と呼ぶ)

樽井駅につきましては、遅まきながらでございますけども、上りプラットホームの待合室が設置されたということでございます。以前からも南海につきましては、急行停車の要望、またJRにつきましては、関空開港後のダイヤ改正等につきまして要望してきているのでございますけれども、御指摘のように施設のうちのエスカレーターとかエレベーター、この件につきましては今のところ具体化されてきてないのが実情でございます。今後、この点につきましても機会をとらえて要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(山内 馨君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) まちづくりの関係でございますけれども、まず樽井駅及び駅前整備についてでございます。

樽井駅前につきましては、平成2年度にまちづくり協議会が設立をされ、

以降再開発事業に向けて協議会とともに取り組んできているところでございますけれども、現在の事業環境は厳しく、具体的な事業化案の検討が困難な状況にあります。しかしながら、将来の再開発事業の成立に向け、協議会とともに今後とも引き続き検討を続けていきたいというふうに考えております。

また、その一方では、再開発予定区域内の市開発公社先行取得用地の暫定的な活用につきましては、駅前におきます交通混雑の緩和及び歩行者の安全確保を図るため、駅前広場として来年度の国体開催までに整備することを目標に、現在関係機関と協議を行っているところであります。現在、市及び開発公社取得用地といたしまして、既に約3,200平米の土地を所有いたしておりますけれども、今年度新たにパチンコ店からの土地買い取りの要望が出ております。パチンコ店の土地は、市の既取得用地と駅の中間に位置しておりまして約1,700平米とまとまっておりますために、ここを新たに買収して広場として活用すれば、広場がより駅に近接するとともに、ロータリー等も大きくとることができまして、利便性、安全性が飛躍的に高まることが期待されます。

また、広場の整備は来年度早々に工事に着手し、暫定的でございますけれども、国体までに完成させたいという考え方でおります。そのために、土地の取得につきましては、今年度買収をしたく、本定例会に補正予算を計上させていただいております。

また、広場の具体的な計画につきましては、交通処理について警察と、 また南海電鉄所有地と隣接していることから南海電鉄と、現在それぞれ協 議を行っているところでございます。

次に、防災の観点からの道路の関係でございます。

平成8年の3月の定例会でも議員から御指摘がございましたけれども、本市におきましては、旧市街地において防災上の観点から問題のある狭隘な生活道路が多数存在していることも事実でございます。これらの問題の対策としては、当該地周辺の都市計画におけるまちづくりをどうするか、防災上の観点に立ち、総合的に検討することが重要であると考えております。

具体的な方法としては、3点ほど考えられるわけでございますが、まず 1点目は、4メーター未満の道路を接続道路とする場所で建築行為を行う 場合の敷地の中心後退等、いわゆるセットバックを行ったところでの道路 拡幅を行う方法の運用でございます。利点といたしましては、支障物件の 補償等の費用が伴わずに事業ができることでありますけれども、改良でき る区間が非常に短く、一定区間にわたって拡幅できるまで相当期間を必要 とする点が欠点ではないかというふうに思っております。

2点目は、道路に沿っている水路、側溝へのふたがけによって拡幅整備を図る方法がございます。この方法では、ある程度まとまった距離での道路幅員の確保が図れる利点がございますが、水路側隣接地主の協力等の課題も残されております。

3点目といたしましては、都市計画道路の幹線道路と連結する細街路網の整備計画の策定でございます。この点は、今後都市計画の観点からの面整備計画とも調整を図りながら、整備計画を検討していく必要があるというふうに考えております。

それと、先ほど言われました南泉寺大師線についての御指摘でございますけれども、当該路線周辺では、現在相当建物も建ってきておりまして、車の通行も以前より比べますと相当増加しておることは、現地調査でも確認をいたしております。改善の方法といたしましては、先ほど申し上げました1、2点目の方法と、または待避所的に中で用地協力を得ての部分拡幅する方法が考えられます。いずれにしても地元の協力が必要でありますので、今後十分検討を加える必要があるというふうに考えております。

以上、申し上げましたけれども、今後とも道路行政という立場から、その辺の狭隘な道路についての整備については努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(山内 馨君) 竹中市民生活部長。

〔林 治君「もうきのう聞いてるから簡潔に」と呼ぶ〕

市民生活部長(竹中寿和君) 樽井火葬場についてお答えします。

博井火葬場につきましては、老朽化が進み、市民の皆様方には大変不快感を与えているところでございます。今回、附帯設備であります焼香場の整備と平行して、一部炉の改修工事を予定しております。

火葬場は人生最後の儀式をおごそかに、かつ優雅に行える施設として、 住民にとりまして重要な都市施設であり、本市といたしましてもまちづく りの重要な課題として、火葬場、葬祭場を含む総合施設としての墓地公園 構想に取り組んでおり、その中でも特に火葬場の事業着手を早期に実現で きるよう努力してまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますよ うお願いいたします。

議長(山内 馨君) 同和教育問題で答弁漏れがございましたので、赤井教育長。

[林 治君「教育長、簡潔に頼みますよ」と呼ぶ]

教育長(赤井 悟君) 林議員の最初の御質問中に同和教育課についての御質問がございましたので、御答弁を申し上げます。

教育委員会といたしましては、日本国憲法に示されております基本的人権、特に法のもとの平等、また教育基本法の個人の尊厳という中で、いまだに差別事象が多発しておるということは、教育の指導の責任に当たる者として、大変残念に思っているところでございます。特に、教育現場においても、その大半が部落差別に関するものである。しかも、小学校、中学校、高等学校と進級するほど多くなっているということがございます。

昨年、本市におきましてもソフト面において教育啓蒙について重点を置かれました泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃、いわゆる人権条例が制定をされましたところでございます。昨17日に参議院本会議におきましても、同和問題を初めとする差別意識の解消目的の人権擁護施策推進法が成立いたしております。

このような中で指導行政を担当いたします教育委員会といたしましては、 同和教育課の果たす役割は大変大きいというふうに認識しておりますので、 御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(山内 馨君) 林君。

14番(林 治君) あと何分でしょうか。

議長(山内 馨君) 10分ですね。

14番(林 治君) それでは、重複していろいろと御答弁いただいたこともありますし、また答弁の内容が要請していることにもかかわらずそのことについて答えられていない問題もありますので、若干絞って再質問したいというふうに思います。

同和問題については、大体、前回の議会でもありましたから、市長の発 言の御答弁いただいた内容、また同じ内容の答弁そのままであったので非 常に残念なんですが、私は行政というのがあくまでも無限に責任を持って やっていくことが、差別の解消につながるというふうに思っているところ にひとつ大きな問題があるんではないか。

行政は差別解消のための条件整備として、今まで行政上必要なことをいわゆる一般施策の補完としてやってきたわけで、もうこのことは、例えば住宅問題についていえば、泉南市内の平均の世帯員1人当たりの畳の数が8.5畳なんですよ。これは市の統計資料に出てます、きょうはちょっと持ち合わせしてませんが。市の場合、同和施策で今では11.3畳です。それにさらに今回、増改築やっているわけですね。しかも、泉南市の434戸の市営住宅のうち、344戸が同和住宅でしょう。しかも、今度2棟32戸増築する。ますますこの狭い地域にこれだけの住宅を建設する。これは非常に問題だと思うんですよ。市民のだれもが見ても納得いかない。しかも、ことしは来年度の予算まで取り込んで、総額19億近くに同和事業予算を組んでやっている。これでは市の財政も逼迫するし、しかも市民の納得は得られないだろう。

私が調査したんじゃないんです。大阪府の調査です。府民意識調査でも、 先ほど御紹介したように、同和地区でのこの事業がこれ以上続くことは、 5 5. 1 %の人がこれは逆差別だというふうに言っているわけです。ですか ら、今の全国的な行政水準の中でこういうことをやっていくというのは、 やっぱり問題なんですよ。

よくすることは、いいことなんです。大いにいろいろよくすればいいんですが、泉南 6 万 3,0 0 0 市民全体のことがよくなる方向で全体としてよくしていく。だから、一般行政に移行して、その中でこの施策が、いわゆる個人給付事業も受けられるように、そしたら遠慮気兼ねなく受けられる。そうなってほしいと。現に受けていないで頑張っている人もたくさんおられるんですよ。

だから、私は例えば自立のことをどなたか言われましたけどね、自立、 自立と言って住宅も建設し、しかも幼稚園、保育所からいろんな施策をやって、そしてその人が大きくなって、また子供さんにも自立のためだと言う。僕はおかしいと思うんですよ。自立のための施策は、じゃ何であったのかということになるんですよ、2代も3代も。じゃ、今の市当局の考え 方を全体として聞いてたら、いつまでやるんか。よく助役の話を聞いてると、差別があるとずっとやるというようなことを言うてたでしょう、最初。あんな話はないですよ。いつの時代になっても、いろんな問題で感情的にいろいろ思う人は出てきますよ。ただ、そういうことを言ったら恥ずかしいような社会をつくるということが大事なんですがね、問題は。そういうことがあるから同和施策をするんだと言って、個人給付や何やいうてやってたら、いつまでたっても解消しませんよ。

そこで問題は、地区指定の問題です。来年の3月で国ももう同和問題についての、特に事業ですね、いわゆる地域改善対策事業を終わりにしますね。だから、これが今まであったから地区指定というのがあったわけですが、これから地区指定というのをいわゆる行政が……(発言する者あり)行政が——ちょっと、静かにしろよ。人の質問のときは……。

- 議長(山内 馨君) 小山君、成田君に申します。質問者以外は発言を禁じます。成田君、小山君、発言者以外は静粛に願います。
- 1 4番(林 治君) それで問題は、そういう地区指定、これを行政が、ここが同和地区だと言って地域を行政上区別する。そこで、同和地区民、一般地区民というふうに、同和と一般とを分けるという、こういう区別をすること自身が私はいつまでもこの差別の解消につながらない。こういうこと自身が問題なんです。そのことの行政の問題が今指摘されているわけです。その点について、そういう地図もつくってますが、私も見せていただきましたけども、そういうことが問題なんです。だから、そのことを私はやめることをもう一度強く要求して、市長にそのことをお尋ねをいたします。

議長(山内 馨君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 長年の同和対策事業の推進によりまして、物的につきましては相当な効果を上げてきたということで、一応この地対財特法も今年度末で終結するということになっているわけでございます。今後はハード面については、一般施策等の中で工夫を凝らしながらというのはありますけれども、そういう中で推進をしていくということでございます。

ただ、やはり非物的な部分については、まだなお非常に解決しなければならない部分がございますから、先ほども申し上げましたように、国におかれましても人権擁護施策推進法というのが成立されたわけでございます。

これも時限的な法律でございますけれども、その中で特に啓発あるいは差別の解消ということに取り組んでいくということでございます。我々もやはりそういう非物的な分野において、まだなお推進すべき施策があるというふうに考えております。よろしく御理解を賜りたいというふうに存じます。

議長(山内 馨君) 林君。

1 4番(林 治君) 1つは、先ほど同対部長は十分答えなかったんですが、例えば国保税と固定資産税だけで約11億3,700万の減免をしてきた。これもまだ今は続けようということでありますが、昭和40年、1965年から今日までの期間に私の計算では約186億9,000万円の同和対策事業をやってきた。これは全部物的事業じゃないんですよ。この中には、そのほかの個人給付的事業とかいろいろやってきておりますから、そういう環境面だけの改善だけではないんです。それから、いわゆる同和対策事業としてはこれだけですが、それ以外に保育料が安いだとか家賃が安いだとか、それから同和加配の問題とか、いろんな問題が含まれておりません、この中に(発言する者あり)。黙ってなさい、ちょっと。

議長(山内 馨君) 発言者以外は静粛に願います。

〔傍聴席より発言する者あり〕

14番(林 治君) おまえとは何事じゃ。傍聴席、黙っとれ。

それと、この186億9,000万だけで見てみましても、国や府の補助は41%です。泉南市の負担は、一般財源で30.7%、起債では28.2%です。ですから、大変な負担なんですよ、市民の負担は。ことしだけでも実際上大変な負担を強いられているわけです。私は、行財政改革を言うならこういう不公正な同和行政を正す、このことなしに……(発言する者あり)まともな行政改革はできない。

それと、子供の発言も差別事象だということの大きな間違い、「にんげん」というあのような本を子供たちに教えて、それで子供たちがどんな発言をしようと、それを差別だ、差別だと言って、また同和教育を進めようという。これほど大きな間違いはないと思います。

- 議長(山内 馨君) 林議員に申し上げますけれども、時間でございますので、簡単に願います。
- 14番(林 治君) 以上のことを言って私の発言を終わりたいんですが、

あと一言、空港問題では、泉南市の環境を守るためにも……(真砂 満君「時間守れよ」と呼ぶ)守りますよ。守ってますよ。(真砂 満君「過ぎてるやないか」と呼ぶ)過ぎてないよ。ひとつこの点については頑張ってほしいというように思います。

以上で終わります。

議長(山内 馨君) 以上で林議員の質問を終結いたします。

次に、9番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

9番(奥和田好吉君) ただいま議長のお許しを得ましたので、大綱3点に わたってお尋ねいたします。

行政改革の試金石となる大蔵省改革、橋本内閣はすったもんだのあげくに、金融の検査監督部門を一体分離することで外見を保ったが、文字どおり竜頭蛇尾に終わる公算大であります。大蔵省改革の論議はなぜ起きたのか、何のために改革するのかを忘れてはならないと思います。発端は、住専のずさんな処理と、その背景にある同省の巨大で不透明な行政裁量にあると思います。今日起こっている金融問題は、もとを正せば金融の組織、権力を集中させている大蔵省機構の弊害そのもの、ここへ鋭いメスを入れずして抜本改革はあり得ない。

秋田県では、官官接待に伴う公文書の偽造等の責任をとって知事が辞任に追い込まれましたが、先日放映されたNHKの報道番組は、役所の食糧費に不満を抱いた一人の市民が県の情報公開条例をてこに不正を暴いていく経緯を描き、ドラマのような迫力があった。辞意を表明した知事は、県の指令塔がなかった、各課に任せ過ぎたと弁解しておりましたが、知事に正確な情報を伝えず、適当な報告だけを行っていた関係者や、それをうのみにしていた知事の責任は重い。

現在は、個人の時代と言われている。普通の市民が堅固で倒れそうにない県体制を揺るがせたように、従来一部の権力者が独占していた情報を個人が比較的容易に入手し、巨大組織を相手に互角に戦ってしまう、アリが象を倒すように。逆に巨大な官庁や企業のトップには、生の情報が入りにくい。中間が都合の悪い情報を隠してしまう場合もある。トップは、部下に徹底的に情報を出させるようにしなければならないと思う。一方的な情報に目をふさがれてしまう傾向は、昔も今も変わらない。確かに窓口が固定されていると、信頼関係も強まり、その情報をすぐに信じ、検証を怠っ

てしまうことも考えられるが、時には窓をあけて新鮮な空気を入れること が必要ではないでしょうか。

行財政改革大綱案の中に、冒頭に、社会情勢の変化に対応し、市民の多様なニーズに即応しつつ、来るべき地方分権の時代にふさわしい効率的な行政システムの確立が望まれている。一方、本市の財政状況は関西国際空港の開港に伴い、税収が増加しているものの、バブル経済の崩壊後、長引く不況の影響、人件費、公債費を中心とした義務的経費の増嵩による財政の硬直化が進み、かつてない厳しい局面を迎えている、とありますが、平成3年度に基金が45億1,500万円あったのが、平成8年度末現在高見込みでは4億7,900万程度になると思いますが、今日の財政危機が現行の地方財政制度のもとであたかも不可抗力にもたらされ、財政悪化の原因とその責任の所在が一体どこにあるのかあいまいにされているとの印象を抱くのは、私一人ではないと思います。

もちろん、各種基金が底をつき、今後の公債費の増嵩による財政圧迫を どう克服するかが重要な課題でありますが、その課題を着実に克服し、同 じ過ちを二度と繰り返さないためには、本来はこうすべきではなかったの か、あるいはこうすべきであったということを適切に問題点として指摘し、 今後の財政運営の指針とする必要があると考えます。

そこで、現下の財政危機に至った原因について、市みずからがどのようにこれを評価しているのか、また学ぶべき点は何か、市長の御所見を賜りたいと思います。

次に、予算制度及び地方税制度の改革についてでありますが、今日の財政危機を招いた1つの原因は、経費の膨張を容認していく現行の予算制度にあると思います。現行の予算制度は、一たん予算が成立すると全額執行することが大前提となり、節約することに何のメリットもない制度となっております。また、単年度主義の予算執行システムをとっているため、施設建設の是非を検討する際、将来どの程度の管理経費が生ずるかなど、将来コストに対する認識が余りにも欠如し、事業が安易に進められているという点があります。この点についてどのようにお考えか、市長の御所見を賜りたいと思います。

次に、使用料、手数料の見直しの中で、減免基準について触れられておりますが、障害者の方を対象に軽自動車の減免があります。申請制度で毎

回申請しなければなりません。1回でも忘れると無効になってしまいます。 条例では、2週間以内であれば異議申し立てができるようにはなっており ますが、お年寄りの方というのは、気がつくと非常に日にちがたっておる。 一度申請すれば済むようにはならないのか、所見を賜りたい。

次に、人事組織に関する基本的な問題をお尋ねいたします。

昇格の基準は、選考基準表に基づいてやるのか、あるいは勤務実績等で 決めるのか、その基準は何なのか。また、一般行政職の方は選考試験を行 うのか、お聞かせ願いたい。

また、歳出面でも人件費の増嵩とともに、投資的経費の急激な増加が見受けられますが、この危機的とも言える財政状況を乗り越えるためには、限られた財源の範囲内で、しかも市債の大幅な増加を伴わない形で、こうした建設事業をいかに効率的に進めていくかが健全化を達成する上での大きなかぎであると思われます。

そこで、道路、公園、下水道等の建設事業の諸計画について、整備目標とこれまでの進捗率をいま一度点検、検討し、事業の優先度を十分に踏まえた年次計画の策定と個別事業の最終完成年度を明示するなどの努力をしながら、財政健全化を踏まえたより計画的、効率的な事業推進を図るべきであると思いますが、市長の御所見を賜りたいと思います。

また、現在補助団体は何件あるのか、総額は幾らなのか、5年前と比べてふえているのか減っているのか、今後どう進めていくのか、お聞かせ願いたい。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。

今、ホームヘルパーの仕事に従事されている皆さんは、現場に行くときにヘルパー用の車がなく、仕方なく自前の車を使っている方も見受けられます。もし勤務途中で事故があった場合、どうなるのか。公用車扱いにならないかとの声も聞かれます。ホームヘルパーの皆さんの足となる自動車が1台しかなく、よそから1台借りて2台の状況であります。平成8年3月の定例会でこの問題を取り上げましたが、その後どうなっているのか、お伺いいたしたい。

最後に、放置自動車対策についてお尋ねいたします。

大阪市では、路上放置車が5年間に4倍に膨れ上がったと言われておりますが、この現象は全国的に広がり、深刻な問題となっております。泉南

市内でも、空き地や市道はもとより、私道にも路上放置車が急激に目立つようになってきております。放置されて数日たつとめぼしい部品は取り去られ、ごみの捨て場となってしまいます。そして、そのまま放置されると、必ずまた近くに1台、1台とふえてまいります。これは美観を損ねるだけではなく、時には交通事故の原因ともなりかねません。全国の自治体が頭を痛めているところであります。

放置自動車の増加に頭を悩ませていた京都府宇治市では、4月1日から防止条例を施行しておりますが、放置自動車への撤去命令違反に20万円以下の罰金を課することや、普通行政側で強制撤去する場合、まず車の所有権移転手続をしなければなりませんが、従来は6月ほどかかっていたものを約1カ月に短縮、それも素早く処理できるようにしたそうであります。泉南市においても、条例の制定をも含めた市としての今後の素早い対応について、ぜひとも明らかにしていただきたいと思います。

以上、大綱3点、理事者の皆さんの明快なる御答弁、短く、短くお願いしたいと思います。

- 議長(山内 馨君) ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を 求めます。向井市長。
- 市長(向井通彦君) 行財政改革のうちの、なぜこういうふうになってきた のかということでございます。

御承知のように本市におきましては、関西国際空港の関連地域整備事業を初め、都市基盤整備及び福祉施策充実のために積極的な行政運営をされてきたところでございます。そういう中で、特に経常費に係る部分の増加が著しくふえてきたというのが大きな1つの原因かというふうに思っております。これは、人件費を初めいろんな管理経費を含めまして増大が見込まれてきたところでございます。

私、平成6年半ばで就任させていただきました。私、就任させていただいてから以降、特に緊縮型の財政運営をさしていただいております。大きなプロジェクトが若干ございましたので、そういう突出した経費もございますけれども、財政が非常に厳しい方向に向かっているということを見込んだ上で、そういう運営をさしていただいておりまして、御承知のように基金投入につきましても、年々減額をさしているところでございます。

しかしながら、なおその基金に頼らざるを得ないという部分があるのも

事実でございます。また、経常収支比率におきましても、7年度は若干改善をいたしましたけれども、なお100%を超えるという極めて異常なといいますか、状況だということでございます。

したがって、今後はそういう面に注目をいたしまして、この行財政改革 大綱を定めさしていただいたわけでございますが、目標値として10ポイントの削減ということを掲げさしていただき、また9年度より11年度ま での3カ年を当年の目標として掲げさしていただいたものでございます。

しかしながら、この行財政改革をやる中で、議員も御指摘されましたように、市民サービスの低下があってはいけないわけでございます。したがって、この行財政改革を進める中でなおニーズが非常に高度化あるいは多様化している中で、そのサービスの向上も一方では図っていく必要があるということでございますので、この両視点から我々は取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、このために事務事業の全般的な見直しあるいは廃止、縮小、統廃合などが可能かどうかということが1つ考えているところでございます。また、新たな事業、あるいは御指摘ありました補助金等の見直しにつきましても、全般的に取り組んでいく考えを示しているところでございます。

なお、詳細につきましては担当部より御答弁を申し上げたいと存じます。 議長(山内 馨君) 尾崎総務部参与。

総務部参与(尾崎明人君) 私の方から、行政改革についてのうち、身障者 に対する軽自動車税減免についてお答えいたします。

身障者の使用する軽自動車に対する市税の減免規定が市税賦課徴収条例にございますが、申請期間が納期の1週間前となっていることを該当者に周知徹底する方法といたしまして、前年度申請された方には個別に郵送してお知らせしたい。また、新規対象者には3月号の市広報紙に掲載することにより、周知徹底を図ってまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(山内 馨君) 細野市長公室長。

理事兼市長公室長(細野圭一君) 私の方からは、職員の昇格基準につきま してお答えさしていただきます。

本市におきましては、現在のところ係長級への昇進につきましては、一 定の勤続年数、例で申しますと、大卒につきましては12年、短大で14 年、高卒で16年というふうに基準を設けてございまして、一定の年限に達した者を対象にいたしまして、昇任試験を実施しているところでございます。

ただ、課長級や部長級につきましては、現在のところ試験制度は設けてございません。これらにつきましては、選考により昇任させておるというのが実情でございまして、その際には本人の指導力、責任感、人間性、倫理観等々につきまして勘案しながら昇任をさせておるというのが実情でございます。

議長(山内 馨君) 福田助役。

助役(福田昌弘君) 私の方からは、行財政改革の中の数点御指摘のあった中で、特に予算面で1つはいろんなハードの建設に対して、将来コストの意識を欠いておるんじゃないかという点でございますが、管理経費の意識を全くしていないということではございません。当然、それを念頭に入れまして予算措置をしてきておるわけでございますが、内容が具体的に決まってまいりませんと、概数としてのコストはございますが、きっちりとした管理経費がなかなか算出しにくいという面はございます。当然、今後そういった施設の建設に当たりましては、将来的にどういう管理コスト、経費がかかってくるのかという点も十分踏まえまして、その建設に当たっていきたいというふうに考えております。

それから、御提言のございましたさまざまな建設事業でございますね。これを効率的にやっていくためには、やはり一定の整備目標、年度等を示して年次計画をつくるべきではないかという御指摘であったかと思いますが、これはこの大綱の中にもございますように、中期財政計画を考える中で、個々の非常に細かい事業までは難しいですが、大きないわゆるプロジェクト的な事業につきましては、そういった形で整備目標、そして各年次ごとにどれぐらいの経費がかかっていくのかということを積算しないとそういう計画ができませんので、そういう中で優先度を選択しながらトータルの財政計画を作成してまいりたいというふうに考えております。

議長(山内 馨君) 大田総務部長。

総務部長(大田 宏君) それでは、私の方から予算の執行の方法というんですか、そのような質問があったかと思いますが、経費の節減のための予

算の執行方法でございますが、予算の査定及びその配当につきましては、 従来にも増してヒアリング時に精査を行いまして、必要最小限の予算配当 にとどめるとともに、予算の執行残が出た場合、可能な限り不用額として 減額措置を行ってまいりたいということで、予算を渡したらすべてその単 年度で使ってしまうという考えじゃなくして、可能な限り不用額を減額措 置してまいりたい、このような考えでおります。

それから、補助金の関係でございますが、これはいろいろな団体等がございまして、一概に団体と言えないような部分的なものもございますが、総件数といたしまして74件、金額といたしまして、これは平成8年度の当初予算でございますが、3億9,400万程度ということになってございます。

以上です。

議長(山内 馨君) 谷健康福祉部長。

健康福祉部長(谷 純一君) 私から、奥和田議員御質問の福祉行政について、ホームヘルパーの車の問題について御答弁申し上げます。

まず、ホームヘルパーの最近の活動の現状でございますけれども、現在 正規職員で11名、それから登録ヘルパーが22名の計33名で日常生活 に支障のある高齢者や障害者の方々、現在131世帯ございますけれども、 そういった世帯に対して、家事、介護などのホームヘルプ活動を行ってお ります。

議員御指摘のありましたホームヘルパーの活動用車両の増車の件でございますけれども、現在ヘルパーは専用車2台と、そしてあと自転車で対象世帯を訪問しております。しかしながら、今議会におきまして、実はホームヘルパー用活動車1台の購入について補正予算をお願いしているところでございます。

今後も身体上やあるいは精神上の障害や疾病のために介護を必要とする方に対しまして、家事、介護を行うことにより、高齢者やその家族が安らかな老後生活を居宅で過ごすことができるようにホームヘルプサービスの充実に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(山内 馨君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 奥和田議員さんの質問の3点目の放置自動車の関

係でございますけれども、事業部の方で道路の方を管理いたしております ので、道路上の放置自動車の関係について御答弁をいたします。

放置自動車につきましては、市内道路の巡回パトロールを適宜行っておりますけれども、車両の放置等行う関係者の悪質化等がございまして、なかなか減少しないというのが現状でございます。道路課といたしましても、放置自動車を発見次第、撤去警告書を車両に張りつけるとともに、所管警察署に所有者等の照会を行い、所有者が判明したものについては、警察に対して対処していただいております。

また、道路法、自動車の保管場所の確保等に関する法律に適合してないもので所有者が不明であるとの回答があったものにつきましては、14日の除去期間を付した警告告知書を張りつけし、同時に市の広報板に公示した上で、期限経過後、市で除去いたしております。

平成7年度の実績としましては7台、平成8年度の実績として現在まで 11台の車両を処理しております。その後、現在も6件につきまして警察 に照会をし、4件が所有者不明ということで、現在その旨車に張りつけの 手続を行っているところでございます。

今後は、不法駐車及び放置車両の問題につきましては、道路施設を構造的に改善する等、道路管理上の総合的な対策を立てる必要もあると思いますけれども、放置車両につきましてもパトロール等の強化によりまして、除去について努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 議長(山内 馨君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 今答弁をいただきましたけども、非常にわかったようなわからんような部分もありましたけども、答弁漏れも一、二あったようでございますが、それはまた後で再質問さしていただくとして、行財政改革というのは、言うのは簡単やけども、これは1年や2年で決まるものでもなし、大変な状況になると思いますね。今の状況が進めば、来年には何億赤字が出るやらわからんような状況でしょう。経常収支比率の10ポイント改善を目標にするとなっておりますけど、これ大変なことだと思いますよ。

先ほど市長の答弁の中で、四十数億の基金があったものが現在ではほんまに 4 億、 1 0 分の 1 まで落ち込んでる。市長の答弁の中に、私がなった

のは平成6年と言われましたが、平成6年の当時でもまだ25億ほど残っとったと思うんですね。貯金を引き出して使うというのは、これは簡単なことです。行政改革をやっていくというのは、大変なことだと思います。

例えば、この泉南市を1つの家庭としてみなした場合に、息子、娘があれ欲しい、これ欲しいと次から次から買うていく。簡単なことや。どんどん貯金があるから何ぼでも使えというのは、簡単なことだと思います。しかし、どうむだを省いていくのか、どこにむだがあるのかということを決めていくのは、大変だと思います。

例えば、平成4年度に28名の雇用をされておりますね。平成5年には新規に52名、平成6年には51名を新規に雇われております。新規に雇うということは、新規に募集していくということは、仕事がそれだけふえた、それだけ忙しいということでふやしていくんだと思いますね。そうじゃないんでしょうか。ただ何となく人を入れていく。入れなあかんから入れていくという単純なものなんでしょうか。先々考えて、今仕事が忙しいから、仕事がふえているから、あるいは残業が多いから人数をふやしていくというもんではないんでしょうか。

例えば、超過勤務でも平成4年度には8,697万4,000円ほどありますけども、これが平成5年度には1億3,423万6,000円ほどになっておりますけども、平成5年度には52名、6年度には51名、新規に入れてるんですね。これから見ていくと、平成6年度は1億3,000万ほどになっておりますね。それから、平成7年度については1億1,800万円ほどになっておりますけども、これ、事業がどれだけふえてるのかね。あるいは、事業がふえないのに人をふやして、なおかつ残業がふえていっているのか、ここらさっぱりわからん。ちょっとここらのとこを御説明願いたいと思います。

議長(山内 馨君) 細野市長公室長。

理事兼市長公室長(細野圭一君) 人を採用しているのに超勤が減るどころかふえているんではないかという御指摘だと思うんですけども、1つは行政の仕事の性格上、入りましてもそれの対応が即戦力として100%発揮できるかといえば、その分なかなかできかねない部分もあるということが1つあると思います。

それとあわせて、その時々の急激に増加するという内容でございますけ

ども、今手元にはございませんが、例えばその年に不意に災害が起こるとか、そういうふうな緊急の事件と申しますか、それに対する対応等もあるわけでございまして、ただ議員御指摘のように、やはり全体的には人員をふやしていくわけですから、それに努めて事務の省力化につきまして鋭意努力していくことが大前提でございますので、今後はその点を十分留意してまいりたいと思います。

## 議長(山内 馨君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 後から理由をつけようと思うたら何ぼでもつけられるんです。どんなんでも理由はつけられるんです。むだはないんですかということを聞いてるんです。それをどう掌握してるのか、どれだけ仕事がふえたのか。何も掌握してないんですか。

先ほど人事の問題で、選考基準があるんかというと、課長以上はないとおっしゃっておりましたけども、人事異動の中でも、例えば仕事でも継続的なものがあります。継続していかんならん点があります。それが途中で課長がだあっとよそへあっちこっち行ってもうた。全然後が右往左往して仕事がおくれている部署もあります。また、課長自身が年がいって、よるの異動に行ってもうた。極端にスーパーでいえば、魚屋で一生懸命魚のことを覚えとった。それが急に八百屋の方に飛ばされた。八百屋の仕入れのことを調べなあかんのに、それを調べる方法もわからない。孤立してしまった。いまだに1年以上過ぎても何をしてええやわからん方もいらっしゃいます、中には。掌握してるのか、こういうことを——と思います。

例えば残業、大事なことです。現場では職員の方が非常に一生懸命やっておられます。課長以上というのは、ただ部下に指示するだけではなしに、自分も中に入って泥まみれになって働くことが大事なんです。それが部下と上司との信頼関係です。それがややもすれば欠如して、5時になったらほっと帰ってしまう。管理職がですよ。課長以上というのは、部下の皆さんに仕事をしていただくためには、人事管理といいますか、いかに仕事を部下の方々にうまくやっていただくか、仕事の量をどうやっていくか、ある意味では管理技術、管理知識の一部分が必要やと思います。何もない、それが。だから、自分が一緒に残業できない。そのまま帰ってしまう。無責任やと思います。

これはある部署ですけども、市民の方がついこの間の9月に、どうして

もここは危険やからカーブミラーをつけてくれと要請に来ました。 1 カ月たっても何の返事もない。私のとこに言ってきました。どないなってまんねんと来ました。私は早いこと聞いておりましたけども、時間がなかったので、10月25日にその長にお尋ねしました。

そしたら、ここは市民の方が持ち主に直接言っていただくまで待っておりましたという返事でした。そして、カーブミラーをことしいっぱいにつけようと思うたら締め切りはいつや言うたら、10月いっぱいやと言っておりました。あと四、五日しかないわけです。これでは余りにも現場で市民の皆さんの声を無視しているのかと尋ねました。そして、すぐにその持ち主の方と交渉するべきではないかと、市が。当然それが責任ですよ。市民に対するサービスですよ、それが。市民に勝手に行って勝手に許可をもらってこいというのは、余りにもむちゃくちゃな話です。

そして、10月30日の日です。あした締め切りというときに、その担当部長にどうなってんねやと言いました。向こうが、まだ返事がないのにどないせえ言うねんと食ってかかってきておりましたけど、それから11月21日のここの臨時議会の入りしなに、あの問題はどないなったんや言うたら、あれは持ち主が立ててはいけませんと言うて断ってきましたという答弁でした。それはしゃあないなと。

ところが、よくよく調べてみると、9月24日に市民から、カーブミラーをどうしても必要やから設置してくれという要望がありました。現場では職員の方が本当に御苦労さんに、9月26日に設置の場所まで行って調査をしてるんです。ここはどうしても必要やということで、10月2日の日にその持ち主のとこに交渉に行ったら、当時はここはちょっと無理やという返事だったそうなんです。

しかし、それから12日たった10月14日に再度現場を調査してる最中に持ち主から、つけていただいて結構ですよという話があったそうです。10月18日に設置工事して、そしてつけることが決定して、注文も済んでるわけなんです。これが全部終わってるにもかかわらず、10月25日にその担当部長が、向こうからという話です。

これ、どう考えますか。部長としての役目を果たしてるのか、やる気があんのかないのか、あるいは――これ以上言えません。職務怠慢とかそんなもんじゃない。考えられない、これが。それから1カ月過ぎて11月で

すよ。 1 1 月の 2 1 日の日に向こうから断ってきたというでたらめの返事です。 これ、どう考えますか。非常に困ります、これでは。課長以上、部長以上というのは、部下にどう仕事をしてもらうか、どこにむだがあるのか、長の考えによって空気が変わります。それをせずして、行財政改革なんかあり得ない。ちょっと答弁していただきたい、この点。

議長(山内 馨君) 細野市長公室長。

理事兼市長公室長(細野圭一君) 議員の厳しい指摘に対しまして、私、人事の責任者として責任を痛感いたすものでございます。一昨日からの議論の中でもございますけれども、今の厳しい状況の中で、よりきめの細かい市民サービスを行っていくのが私たちの務め、特に管理者の務めだと認識してございます。そのためにも、今の泉南市の現在の置かれてる状況等を認識した上で、やはり管理者の意識改革、これが何よりも大事ではないかと。しかも、議員御指摘のように、これは一朝一夕に成るものではないに、やはり系統的にふだんからやっていくべきものと、そういうふうに思っております。やはり現在の時代というんですかね、いろんな面で変わっていく時代でございまして、民間の企業におきましても、雇用形態も大幅に変わっていく中におきまして、行政の今までの人事のあり方というのも、これからより時代に即応した形で考えていく必要があるということは、十分認識してございます。

それとあわしまして、研修制度のあり方、これにつきましても、昨年からは課長級以上につきましては一泊研修をやる中で、監督者としてのあり方等につきまして研修を行っておりまして、ことしは特に対外的にも広めていくということで、泉佐野との合同の研修会もやってございます。今後、課長級等につきましては、やはり民間の厳しさということも体得していく必要もあるかと思いますし、そういう点の研修のあり方につきましても今後検討していきたいと思っております。

また、その研修に待たずして、日常的に日々気づくところからお互いが 指摘、また助言し合っていくというふうな気風をつくっていくことも大事 ではないかと思っております。議員の御指摘を受けまして、今後とも研修、 管理監督者のあり方につきまして鋭意努力してまいりたいと思いますので、 御理解をよろしくお願いいたします。

議長(山内 馨君) 奥和田君。

9 番(奥和田好吉君) そんな服の上からおしりをなでるような、そんなわけわかったようなわからんような答弁じゃ納得できない。行政改革というのは、そんな簡単なものじゃない。一部だけがやろうと思ってもできるわけがないんです。この行政改革をどう認識しているのか、どう認識させるのか、職員全体にどう浸透させていくのか、またどこにむだがあるのかというのをもっともっと勉強していただきたい。今紹介したのは、ごく一部です。言うおうと思たら何ぼでもあります、こんなことは。そんなことで行政改革できるのかどうか。この点市長、どう考えてるのか、市長の思うてることを言うてください、ちょっと。

議長(山内 馨君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほど例として挙げられた内容については、私も間接的に報告を受けて聞いております。早速、助役を通じまして注意もいたしたところでございますが、いろんな特に市民サービスといいますか、市の職員の対応、応対、いわゆる接遇ですね ——ついての御意見はいただいております。それは非常に厳しい御批判の部分と、それから大変親切に対応していただけたというお褒めの言葉も、両方いただいております。

いずれにいたしましても、市役所に訪れていただく市民の方に、適切に、しかも迅速に、そして気持ちよく用件を達していただくと。それが職員の、特に窓口業務を扱っている部分の基本だというふうに考えておりますので、その都度厳しく私も指摘はしておるところでございますが、特に部長級に対しましては、自分の所管している部をしっかりと把握しなさいということを庁議、連絡会の中でも申しておりますし、まずそれをきちっとしないと、いろんな命令系統あるいは報告系統というのがなおざりになって、そういう行き違いといいますか、十分意思の疎通が図れてない部分があるのだろうというふうに思っておりますから、この辺は常々厳しく申しているところでございます。

したがって、御指摘のように部長はもちろん部長の仕事がございますし、次長、課長というそれぞれの役割があるわけです。特に細部にわたっては、その所管する課の課長あたりが的確に把握するというのも必要でございますし、課長対応でできる部分、それから当然部対応でやるべき事柄というふうにあろうかと思います。いずれにいたしましても、御指摘のことは謙虚に受けとめて、やはりこういうことのないように、市民サービス第一と

いう考え方のもとに、さらに徹底をしてまいりたいというふうに思います。 なお、行財政改革というのは、御指摘のとおり言うはやすく行うは難しという非常に厳しい、難しい問題だというふうに思いますから、これは何も私を初め幹部連中がやるということではなくて、市全体としての意識、取り組みの必要性があるというふうに思っております。それなくしてなかなかでき得ないわけでございますから、その辺の浸透といいますか、周知あるいは徹底ということについて細かく配慮をしていきたい。この中には、いろんな現場サイドの方々の御意見1課1提案ということも踏まえて、また職員の自主提案、そして市民の提案もいただいてるかとは思いますが、実行に際しては、やはり市全体として一丸となって取り組む必要があるというふうに思っておりますから、その辺は特にこれから十分留意をしてまいりたいというふうに存じております。

#### 議長(山内 馨君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 市長ね、私が冒頭で先ほど読み上げたのは、何のために読み上げたか、おわかりですか。トップというのは、一方的な報告だけを信用してはいけないというのは、そこなんですよ。さっき一方厳しく批判された中で、一方はお褒めの言葉をいただいたという報告を受けておりますけども、何の対処もせずにどうなってるんやということを厳しく言われて、本人が謝りに来ました。そのときに大変な苦情を受けてるはずです。その一方的な 一だれも褒めてない、そんなもん市民は。苦情をいっぱい受けてる。例えば、草1つ刈るにしても、女の人が行ったら長いことかかって、男がが一っと大きい声で言うたらすぐやってくれるというのも言うてるはずです、そのときに。そういう一方的な報告だけをうのみにして、そして行政を進めていくと、大変なことになりますよ。さっき冒頭に私言ったはずですよ。

これ以上言ったら、またいろんなことを言いたなるのでおいておきますけども、大変なことですよ。ほんとに皆がやる気になって、行政改革していくにはどうしていく、どうすればいいのかというのをもっともっと考えていただきたい。どこにむだがあるのかということを勉強していただきたい。行政改革というのは、もちろん議会も一体になってやっていかなければならないと思います。議会の方ももっともっと積極的にこの行財政改革

に進んでいかなければならないと思いますけども、この行財政改革、ほんとに真剣になって、どこにむだがあるのかということをまず探していただきたいと思います。

それから、減免の問題ですけども、先ほどちらっと答弁がありましたけども、これはある非常にお年のめされた方で、年がいって夫婦で、そして障害者の方です。障害者手帳を持ってます。唯一頼りになるのが軽自動車です。年金で生活しております。そして、今回も忘れました、申請するのが。毎年申請せなあかんわけです。年いってきたら忘れまんねん。65、70、75になってきたらね、その1年に一遍の申請をはっと気ついたら、もう既に半年ぐらいたっとったとか、そういう状況がよくあるんです。

この方がその申請するのをほんとに忘れとった。そして、自動車の整備するの、何でっか、あれ。ちょっと言葉出てきえへん。(「車検」と呼ぶ者あり)あ、車検や。車検するときに車検の方が減免のあれをしてないということで、さきに7,200円か何ぼ払わんとあかんから車検でけへんので、勝手に業者がやったそうなんですよ。業者から聞いて初めて気ついてここに来たら、既に手おくれやった。異議申し立てが2週間過ぎたらできないというむちゃくちゃな状況。

福田助役はこの話を聞いて、陰で非常に奮闘されました。そして、その申請されている方に、間近になったら通知をするという、そういう確約も福田助役が段取りしてくれました。これが行政なんです。行政というのは、市民に対しての思いやりです。市民が何を今思てるのか。このお年寄りの年金で生活してる方が1,200円を払うということは、大変なことです。その人から1,200円取って、どう足しになるのか。

市長ね、この行政改革の中に、いわゆる市民サービスの向上策ということで、申請用紙等の簡素化と言われてますけども、ほんとに大変な方、障害者でせめて1,200円の軽自動車の減免の申請を1回したら、それで簡素化して、あと申請忘れたからというてそのまままた1,200円取り上げるんではなしに、1回申請したらそれで済むように、そういう申請の簡素化はできないものか、ちょっと市長、お願いします。

議長(山内 馨君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほどの件で、これは職員のサービスの問題でございますので、私申し上げましたのは、その事例を挙げられたことでお褒めい

ただいた、そういう意味じゃないんですよ。私が直接いろんな市民の方々と接している中で、職員の中に非常に親切に対応していただいた、あるいは案内をいただいたという言葉もいただいているのも事実でございますから、御批判も御批判としてたくさんいただいております。また、一方ではそういう親切に応対していただいたということもいただいておりますので、それを披瀝したまででございます。

それから、ただいまの件につきましては、やっぱり行政事務を扱う上では、一定のいろんな条件、要件があるわけなんですね。それはできるだけ広報等でお知らせをして周知をさしていただいてるわけなんですけれども、その中で御指摘ありましたように失念されるという方も中にはおられるかというふうに思いますが、これは以前奥和田議員さんからも介護激励金ですか、あれを忘れておられて受け取れなかったという問題の御指摘もございまして、そういう特に社会的に非常に弱い立場におられる方々の、そういうせっかくいただけるものがいただけないということについて、その申請期限を忘れておって受けられないということに対して、もう少し親切な配慮ができないかということがあったと思います。

それは、我々の行政サービスの中であらかじめ期限内――もちろん期限内ということなんでございますけれども、お知らせをして、どうですかという確認というたらおかしいんですが、お知らせをしてあげるということは必要かなということで、それは前回もそういうふうに御答弁申し上げたというふうに思います。

したがって、その行財政改革の中で掲げておりますいろんな様式その他の簡素化というのも当然ありますし、また一方ではむだを省いて効率的な行政運営をする中で、市民サービスの向上を図るという1つの柱をつくっておりますので、そういう範囲内で可能な限り我々の方で努力する必要があるというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

議長(山内 馨君) 福田助役。

助役(福田昌弘君) ただいま奥和田議員から御紹介のありました身体障害者の使用する軽自動車に対する減免の問題でございますけども、この件に つきましては、議員の方からいろいろ御提言なり実情の御説明がございま したので、それに基づきまして私個人というわけではなくて、あくまでも 税担当を含めました議論の中で、一定こういう周知徹底をした方がいいのではないかという判断になりまして、今後そういう形で実施をしたいというふうになったところでございます。やはり申請者の立場といいますか、そういったものをさまざまな申請手続においても視点に置いて、行財政改革の中でもそういう手続の簡素化等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(山内 馨君) 奥和田君。時間が少ないので、簡潔にお願いします。 9番(奥和田好吉君) あと何分ですか。

議長(山内 馨君) あと1分。

9番(奥和田好吉君) 言いたいこと何ぼでもあんねけども、1分ということなんで、ホームヘルパーの増車についてですけども、これ前回も私取り上げました、この問題は。今の11名ブラス22名の方がわずか2台の車で――1台はホームヘルパーの車やけど、1台はどこかから借りてるはずですわ、あれ。借りて2台でやっとるわけですわ。あとは自転車で行けということで、例えばここから新家の上の方まで行こうと思うたら、自転車で行けるわけない、そんなことは。大変なことですよ。ホームヘルパーの方はほんまによくやられておりますけども、苦情が時々出ております。これを増車、1台ふやすということで、当初そういう答弁がございましたけども、現在自分の車で行ってる方があります。これをけがした、あるいはとも、現在自分の車で行ってる方があります。これをけがした、あるいはますという、たしかそういう答弁がなされたように記憶があるんですけど、そのまま何の返事もありませんねけども、どうですか、その点は。

議長(山内 馨君) 谷健康福祉部長。簡潔に願います。

健康福祉部長(谷 純一君) まず、ホームヘルパーの方が自分の車でホームヘルプ活動をしてるという御質問でございますけれども、これ実はことしの第1回、当初のときにも同じ質問が奥和田議員からございました。そのときにも答えてると思うんですけれども、そういうことはこちらとしてはないと、そういうふうに確信しているところでございます。

それと、市用車扱いの件ですけども、これにつきましては現在我々としましては、この市用車扱いじゃなしに、ホームヘルパーの活動車を今回1台増車しておりますので、そういった形で今後とも対応していきたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

# 議長(山内 馨君) 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。なお、次回本会議は、明19日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会といたします。

午後 0 時 3 9 分散会

(了)

# 署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 山 内 馨

大阪府泉南市議会議員 堀口武視

大阪府泉南市議会議員 重 里 勉